

荒川区公契約条例

を制定しました。

荒川区公契約条例は、入札、契約の適正化や労働者等の適正な労働環境の整備を推進することで、公契約の適正な履行、品質の確保を図り、区民の福祉の増進、地域経済の活性化などを目的とするものです。

令和9年4月1日以降に
締結する契約が対象



労働者

労働報酬下限額以上の報酬
適正な労働環境



行政

適正な契約手続
労働環境の確認



受注者

労働報酬下限額以上の
報酬の支払い
公契約の適正な履行



地域経済の活性化

労働報酬下限額とは？

対象となる公契約に従事する労働者に、事業者が支払うべき報酬の下限額です。

公契約条例の対象となる契約には、**労働報酬下限額**が適用されます

対象

- 予定価格1億円以上の工事請負契約
- 予定価格1,000万円以上の規則で定める業務委託契約のうち、年間を通じた契約
- 指定管理協定

規則で定める業務委託契約

- 区の施設（道路、公園を含む）の管理運営業務に関する契約
- 区の施設の清掃業務に関する契約
- 警備業務（機械警備を除く）に関する契約
- 区の施設の受付業務又は電話交換業務に関する契約
- 給食の調理業務に関する契約
- 学童クラブ及び放課後子ども教室の運営業務に関する契約
- 学校又は保育園における用務業務に関する契約
- 車両の運行業務に関する契約
- 廃棄物又は資源の収集運搬業務に関する契約
- 身体的又は精神的な支援業務に関する契約

お問い合わせ

詳細は荒川区ホームページをご覧ください ➡

荒川区総務部経理課契約係 公契約条例担当
☎03-3802-3494 / FAX03-3802-4778

荒川区 公契約条例



労働報酬下限額が適用される公契約には、いくつかの約定事項があります。詳しくは、区ホームページに掲載された「荒川区公契約条例の手引き」などをご覧ください。



受注者の皆様

約定事項をご確認ください

✓ 労働報酬下限額以上の報酬の支払い

- ・労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払ってください。(労働報酬下限額が適用される労働者等の範囲をご確認ください。)
- ・労働者等には、受注者に雇用される者だけでなく、下請事業者、再委託先等(以下「受注関係者」といいます。)に雇用される者も含まれますので、受注関係者も条例に定められた約定事項を遵守することとなるよう約定してください。
- ・受注者は、受注関係者が労働報酬下限額以上の報酬を支払わないときは、労働者等に対し、受注関係者と連帯して、その差額に相当する金額を支払う必要があります。

✓ 労働条件に関する報告書の提出

- ・労働条件に関する事項について、区に報告してください。(報告様式は、区ホームページに掲載)

✓ 不利益な取扱いの禁止

- ・労働者等から労働報酬が労働報酬下限額を下回るなどの申出を受けたときは、誠実に対応してください。申出をした労働者等に対し、そのことを理由として、不利益な取扱いをすることは禁止されています。

✓ 労働者等に対する周知

- ・対象となる公契約に従事する労働者等には、次の事項を周知してください。
 - ①労働報酬下限額
 - ②労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
 - ③労働者等からの申出に関する事項
 - ④労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
 - ⑤不利益な取扱いの禁止等に関する事項

労働者の皆様

労働報酬下限額をご確認ください

✓ 適用対象者となる労働者等

- ・受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者
- ・受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの(いわゆる一人親方)

✓ 労働者等の申出

- ・労働報酬下限額が適用される労働者等は、支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者に申出することができます。
- ・申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをすることは禁止されています。

※次に掲げる者は、労働報酬下限額が適用されません。

- ①同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人、
- ②ボランティア、会社役員等の労働基準法第9条に規定する労働者ではない者、
- ③最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限ります。)、
- ④公契約に係る業務に直接従事しない者(本社等で間接的に従事する事務員、材料の製造に従事する者等)、
- ⑤公契約に係る業務に従事した時間が極めて短い者(従事した時間が1か月当たり30分未満の者)、
- ⑥工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者等)